



Labour Update

労組周辺動向 No. 189



2024 - 04 - 12

1. 法・政策

(1) 特定技能の外国人労働者「5年間で82万人」 受け入れ枠を閣議決定

政府は3月29日、人手不足の分野で一定の技能がある外国人労働者を受け入れる在留資格「特定技能」について、2024年度から5年間の受け入れ枠を82万人とすることを閣議決定した。23年度までの5年間で設定していた人数の2・4倍となり、幅広い分野で受け入れが加速する。

特定技能は、国内での人材確保や生産性向上の取り組みをしても労働力が不足する分野に限り、外国人労働者を受け入れる。昨年末時点で20万8462人が在留する。

今後5年間の分野別の受け入れ見込み枠は、「工業製品製造業」の約17・3万人が最多で、「飲食料品製造業」13・9万人、「介護」13・5万人、「建設」8万人、「農業」7・8万人などと続く。12分野のうち、「ビルクリーニング」と「外食業」をのぞく10分野は、19年の制度導入時から増やした。

政府は、相当程度の知識または経験を必要とする特定技能1号の対象分野に、「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」の4分野を追加することも決めた。

(2) 令和4年度 労働者派遣事業報告書の集計結果（速報） 2024年3月29日 厚生労働省

要点

1.政府は3月29日、人手不足の分野で一定の技能がある外国人労働者を受け入れる在留資格「特定技能」について、2024年度から5年間の受け入れ枠を82万人とすることを閣議決定した。23年度までの5年間で設定していた人数の2・4倍となり、幅広い分野で受け入れが加速する。派遣労働者数：約215万人（対前年度比：2.6%増）

(1) 無期雇用派遣労働者：828,638人（対前年度比：6.8%増）

(2) 有期雇用派遣労働者：1,317,815人（対前年度比：0.1%増）

2. 年間売上高：8兆7,646億円（対前年度比：6.4%増）

3. 派遣料金（8時間換算）（平均）：24,909円（対前年度比：1.8%増）

4. 派遣労働者の賃金（8時間換算）（平均）：15,968円（対前年度比：1.7%増）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11654000/001234776.pdf>

(3) 雇用保険法改正案、成立見通し パート週10時間以上で加入

衆院厚生労働委員会は4月10日、パートら短時間労働者の雇用保険加入を推進する雇用保険法改正案について、自民、公明、立憲民主各党などの賛成多数で可決した。加入要件である週の労働時間「20時間以上」を、2028年10月から「10時間以上」に緩和するのが柱。11日にも衆院を通過。参院での審議を経て、今国会で成立する見通しとなった。

働き方の多様化を踏まえ、雇用のセーフティネットを拡大する狙い。厚労省幹部は厚労委で「労働者は雇用の安定を確保しつつ主体的なキャリア形成に取り組める。労働意欲や生産性の向上も期待できる」と述べた。

(4) 外国介護人材の訪問系就労就労、初任者研修修了が要件（厚労省）

厚生労働省は、E P A（経済連携協定）介護福祉士候補、技能実習、特定技能の外国人が訪問系サービスに従事することについて、日本人と同じく介護職員初任者研修を修了することを前提に認める考えを、3月22日の外国人介護人材検討会に示した。受け入れ事業所には研修やO J T（職場内訓練）、ハラスメント対策を行うことなどを求める。

2. 法違反・闘い

(1) 労災で妻亡くした夫 遺族補償年金不支給 男女差別で違憲と提訴

労災で家族を亡くした人に支給される遺族補償年金について、残された家族が妻の場合は年齢制限がないのに、夫の場合は54歳以下だと支給を受けられないのは不当な差別で憲法違反だとして、妻を亡くした男性が国に処分の取り消しを求める訴えを起こした。

東京地方裁判所に訴えを起こしたのは、5年前に団体職員だった妻を亡くした、東京都の54歳の男性。

妻は長時間労働などが原因だったとして労災に認定されたが、男性が国に遺族補償年金を申請したところ、認められなかった。

労災保険法では、残された家族が

▽妻の場合は、年齢に関係なく遺族補償年金を受けることができるが、

▽夫の場合、妻の死亡時に54歳以下だと受けることができない。

男性側は「男は仕事、女は家事という伝統的な分業を前提にしている、不当な差別だ」と主張し、憲法違反だとして国に処分の取り消しを求めている。

男性は提訴後に開いた会見で「支給されないと残された家族は生活が大変で、男女平等に扱ってほしい」と話した。

厚生労働省は「訴状が届いていないため回答を差し控える」としていまる。

最高裁判所は7年前、地方公務員の遺族補償年金の同様の規定について、男女間の労働力人口の違いや賃金の差があることなどから「憲法に違反しない」という判断を示しているが、今回、原告側は「共働き世帯の増加など事情は変化している」と主張している。

3. 情勢・統計

(1) 正社員と非正規社員、不合理な待遇格差で「指導」39件…前年度から急増・岡山労働局

岡山労働局は、岡山県内の企業で働く正社員と非正規社員との間に不合理な待遇格差があるとして指導した件数が、2023年度は39件だったと発表した。同労働局が各企業への調査を強めた結果、2021年度の2件、2022年度の1件から急増した。

違反の内容は「通勤手当を正社員にのみ支給していた」「慶弔休暇を正社員のみ有給休暇として取り扱っていた」など。パート従業員や有期雇用労働者に関する法律に基づく指導だが、努力義務のため違反企業に罰則はない。

格差が社会問題化したことを受け、同労働局では22年12月から労働基準監督署と連携を強化し、同署が事業主から回収した格差チェックのリストをもとに、これまで以上の企業数を調査した。今年度も指導を強める予定で、同労働局は「経営者だけでなく、労働者もどのような内容が格差にあたるかを知

(2) 生活保護申請、13カ月連続増＝厚労省

厚生労働省は4月3日、2024年1月の生活保護申請件数が前年同月比0.3%増の2万154件（速報値）だったと発表した。前年同月を上回るのは13カ月連続で、12年度に現行調査を始めて以降、最長を更新した。物価高騰やコロナ禍の影響が続いているとみられる。

「生活保護の被保護者調査（令和6年1月分概数）の結果を公表します」 2024年4月3日 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2024/dl/01-01.pdf>

(3) 今年2月の消費支出0.5%減少 物価高で12か月連続のマイナス

総務省が4月5日発表した2月の家計調査によると、2人以上世帯の消費支出は27万9868円と物価変

動の影響を除いた実質で前年同月比0.5%減少した。マイナスは12カ月連続となる。うるう年で例年より1日多かったため、減少幅は小幅にとどまった。

総務省がうるう年の影響がなかった場合の消費支出を試算したところ、前年同月比2.7%の減少だった。物価高の影響で消費の弱い動きが続く。

QUICKがまとめた予測中心値の3.0%減を上回った。1月は6.3%減だった。名目でみると2月の消費は2.8%増えた。

消費支出を構成する10項目のうち5項目で前年同月を実質で下回った。「光熱・水道」は18.6%減少した。暖冬の影響で電気やガスの使用量が少なくなった。

「交通・通信」は1.1%減った。自動車に関する支出が2.2%減だった。品質不正問題による一部自動車メーカーの生産や出荷の停止により新車販売が落ち込み、カーナビなどが振るわなかった。

「食料」は2.0%増加した。うるう年の影響が大きく、同要因を除いた試算値では0.8%減だった。物価上昇による節約傾向が続く。

「教育」は41.5%増だった。私立大学や私立中学校への授業料や受験料、入学金などの支払いが増えた。首都圏で私立中学校などを受験する小学生の比率が高まったことも影響した。

「家計調査（二人以上の世帯）2024年（令和6年）2月分」 2024年4月5日 総務省

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/index.html>

(4) 実質賃金2月1.3%減 23カ月マイナス、過去最長に並ぶ

厚生労働省が4月8日発表した2月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人あたりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月から1.3%減少した。マイナスは23カ月連続。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続く。

実質賃金の減少率は1月の1.1%から拡大した。23カ月連続のマイナスはリーマン・ショック前後の2007年9月～09年7月以来で、比較可能な1991年以降の過去最長に並んだ。

名目賃金を示す1人あたりの現金給与総額は上昇が続き、2月は1.8%増の28万2265円と26カ月連続でプラスとなった。実質賃金を算出する際の指標となる物価（持ち家の家賃換算分を除く）の上昇率が1月から0.8ポイント拡大し、賃金を目減りさせた。

現金給与総額のうち、基本給に当たる所定内給与は2.2%増えた。

就業形態別では正社員ら一般労働者が2%増の36万616円、パートタイム労働者が3.1%増の10万5268円だった。業種別でみると、情報通信業が3.9%増と伸びが大きく、学術研究等（3.8%増）や教育・学習支援業（3.5%増）が続いた。

総実労働時間は0.1%短い135.1時間だった。一般労働者は0.3%長い160時間、パートタイム労働者は0.5%短い78.8時間となった。

あわせて発表した23年の年末賞与は、支給した事業所の1人あたりの平均額が39万5647円と前年から0.7%増えた。

「毎月勤労統計調査 令和6年2月分結果速報等」 2024年4月8日 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r06/2402p/dl/pdf2402p.pdf>

(5) 分娩病院半数で「宿日直許可」 休息とみなし労働時間とせず

勤務医の残業規制が今年4月から始まることを踏まえ、日本産婦人科医会が昨年夏に実施した就労実態の調査で、分娩を扱う全国の病院947施設のうち半数超の479施設が、夜間の宿直や休日の日直を待機中の休息とみなして労働時間に算入しない「宿日直許可」を、労基署から取得済みか申請中と回答していたことが3月31日までに分かった。